

## 委員会の活動

### 総務委員会

〔陳情の審査〕

**不採択すべきものと決定**

- ◆指定管理者に係る条例の、違法条項の改正を求める陳情

〔主な報告事項〕

- ◆第5次長期総合計画の策定について
- ◆市民会館におけるネーミングライツ期間満了に伴う更新について
- ◆立川駅南口27街区について
- ◆立川競輪場における各種工事の進捗状況について

外10件

〔所管事項質問〕

- ◆女性総合センター施設の予約・利活用について
- ◆SDGsの視点による備品等のリサイクルについて

### 環境建設委員会

〔主な報告事項〕

- ◆東日本旅客鉄道南武線（谷保駅～立川駅間）の連続立体交差化計画及び関連する道路計画についての都市計画素案説明会実施について
- ◆自転車乗車用ヘルメット購入助成事業の進捗状況について
- ◆市所有井戸の水質分析調査について
- ◆立川市公共下水道緑川幹線改築工事について
- ◆グリーンセンター運営事業等について

外3件

〔所管事項質問〕

- ◆雨水対策について
- ◆道路の課題等について
- ◆GLP昭島プロジェクトについて

### 議会改革特別委員会

〔議題〕

- ◆議会改革について
- ◆議員間討議について
- ◆今後の進め方について

令和5年11月6日(月)、議会改革特別委員会は行政視察を行いました。視察先、視察事項は以下の通りです。

視 察 先：八王子市議会

視察事項：政策提案のための所管事務調査について



### 意見交換会 その後の取り組み

「第9回 市民のみなさんと議員との意見交換会」では、参加した方から様々な意見をいただきました。その後、委員会で現在の市の取り組み状況の確認や今後の方針等を協議しました。協議結果は右表のとおりです。

所管委員会 厚生産業委員会

意見の内容	委員会の協議結果
<p>午後に実施されている健康会館での子どもの健診を、隔月でもいいので午前中の実施にして欲しい。今後、子育て・健康複合施設に変更となると、砂川方面からはさらに遠くなるため、交通アクセスの善処を求める。</p>	<p>令和5年11月9日に委員長から市長に要望書を提出しました。</p> <p><b>【要望書の概要】</b> 本市の乳幼児健康診査事業がこれまで健康会館において午後に実施されてきたことに対して、委員会としても市に対して改善を求めるべきと決定しました。立川市の乳幼児健康診査事業については、午前中に受診できるようにすることを要望します。</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の流行により外出を控えたことで、子ども（未就学児）の体力低下が心配されることから、体力向上の支援を求める。</p>	<p>現在の市の取り組み状況を、市議会便りや市議会ホームページで周知することとなりました。</p> <p><b>【市の取り組み内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園・幼稚園では、感染症や熱中症等のリスクに対策をしながら、できるだけ身体を動かす機会を増やすなどの工夫をしている。</li> <li>・公立保育園では、令和4・5年度に、市との包括連携協定に基づきメガロス立川から講師を招き、5歳児に縄跳び、鉄棒等の指導をいただくとともに、保育士に子どものからだ作りや運動発達に必要な指導ポイントのレクチャーをしていただいた。</li> <li>・これらの取り組みの成果と各施設の取り組み事例についても市内施設へ情報提供し、市内の子どもたちの体力向上につなげていく。</li> </ul>

### 厚生産業委員会

〔陳情の審査〕

**不採択すべきものと決定**

- ◆健康保険証の存続を求めることに関する意見書提出に関する陳情

〔主な報告事項〕

- ◆放課後子ども教室くるプレの導入予定について
- ◆带状疱疹ワクチン任意接種助成事業について

外19件

〔所管事項質問〕

- ◆補聴器補助について
- ◆地域生活支援拠点等事業について
- ◆医療用ウィッグについて
- ◆障がい“ひらがな”について
- ◆東京都「018サポート」について

### 文教委員会

〔陳情の審査〕

**不採択すべきものと決定**

- ◆小中学校給食費の無償化を求める陳情

〔主な報告事項〕

- ◆立川第七中学校体育館の復旧について
- ◆第二小学校／高松児童館／曙学童保育所複合施設の整備について
- ◆立川市学校給食東共同調理場からの給食提供開始について

外7件

### 立川市議会議員政治倫理条例が改正されました

昨年、条例制定後初めての政治倫理審査会が開催されました。審査会において条例や施行規則を運用する中で、改正前の条例は、審査対象となる倫理違反行為の範囲が不明確であるほか、審査対象議員の防御の機会や措置の内容、事務手続等に関する具体的規定が十分でないことが明らかになりました。このことから、条例等を改正し、時代に合った実効性のある内容に改善することとしました。

条例等の改正に当たっては、議会全体で合意したものとするため、議員の代表による検討会議を設置し、専門家のアドバイスを受けつつ、時間をかけて議論を重ねました。10か月にわたる検討によってまとめ上げた条例の一部改正は、令和5年10月31日の本会議において全会一致で可決されました。

改正した条例等や逐条解説のほか、検討会議の内容等くわしくは市議会ホームページに掲載していますのでご覧ください。

この条例改正を機に、議員一人ひとりがあらためて襟を正し、市民の信頼に応える覚悟を持って取り組んでまいります。

